

# 「コロナ困窮子ども支援法案」(通称) について

～ ひとり親世帯への児童扶養手当相当額(全部支給の額)の臨時特別給付金 ～

## 【本法律案の提案理由】

ひとり親世帯の多くは平時でさえ苦しい生活状況にあるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少に加え、学校の休校で食費や光熱費などの支出も増加しており、より厳しい生活を強いられている。

「認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ」が4月2～5日に行った調査によると、シングルマザーの半数以上が収入減となっており、約8割が「すぐに現金給付が欲しい」と回答している。こうした厳しい生活が続けば、一家心中するひとり親世帯が出かねない状況にある。

現在、ひとり親世帯が最も求めているのが、迅速な現金給付である。こうした声に応え、ひとり親世帯の深刻な生活困窮に対して経済的な支援を早急に行うべく、児童扶養手当受給者に対し、臨時特別の給付金を支給する必要がある。

## 【本法律案の内容】

児童扶養手当受給者に対して、半年の間(令和2年3月～8月分)、児童扶養手当の額(全部支給の額)に相当する額の臨時特別給付金を支給する。また、①9月分以降の臨時特別給付金の支給、②児童扶養手当を受給していないが新型コロナの影響で所得が低下した者への支援等についての検討規定を設ける。

**臨時特別給付金** ※児童扶養手当の一部支給者に対しても全部支給の場合の額を支給

●支給額：1世帯当たり平均 47,930 円(月額)

(参考) 児童扶養手当の支給月額(全部支給の場合)：児童1人の場合 43,160 円、児童2人以上の場合の加算額、2人目 10,190 円、3人目以降1人につき 6,110 円(令和2年度)

●支給世帯数：約 94 万世帯(平成 31 年 3 月末現在の児童扶養手当受給世帯数)

●所要経費：約 450 億円(1か月分) × 6 か月 = 約 2,700 億円(全額国費負担)

(参考) 児童扶養手当の令和2年度予算額(国庫負担分) 1598.7 億円(費用負担：国 1/3、都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3)

## 《臨時特別給付金の支払スケジュール》

※臨時特別給付金は児童扶養手当の支給に併せて支給(児童扶養手当は2か月分ずつ年6回支払)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
児童扶養手当	3月分		5月分		7月分		9月分		11月分
	4月分		6月分		8月分		10月分		12月分
臨時特別給付金	3月分	→	5月分		7月分		9月分		11月分
	4月分		6月分	8月分		10月分		12月分	

3月、4月分の支払は、5月の児童扶養手当支払には間に合わないが、施行後、速やかに支払

9月分以降については、半年後の状況を勘案し、必要があれば、継続して給付金を支給